

平成30年度市税等納付期限表（普通徴収分）

月	固定資産税・都市計画税	個人市・県民税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月						
5月	全期・1期 5月31日(木)		全期 5月31日(木)			
6月		全期・1期 7月2日(月)				
7月	2期 7月31日(火)			全期・1期 7月31日(火)	1期 7月31日(火)	1期 7月31日(火)
8月		2期 8月31日(金)		2期 8月31日(金)	2期 8月31日(金)	2期 8月31日(金)
9月				3期 10月1日(月)	3期 10月1日(月)	3期 10月1日(月)
10月		3期 10月31日(水)		4期 10月31日(水)	4期 10月31日(水)	4期 10月31日(水)
11月				5期 11月30日(金)	5期 11月30日(金)	5期 11月30日(金)
12月	3期 12月25日(火)			6期 12月25日(火)	6期 12月25日(火)	6期 1月4日(金)
1月		4期 1月31日(木)		7期 1月31日(木)	7期 1月31日(木)	7期 1月31日(木)
2月	4期 2月28日(木)			8期 2月28日(木)	8期 2月28日(木)	8期 2月28日(木)
3月				9期 4月1日(月)	9期 4月1日(月)	9期 4月1日(月)

通知書などの一括送付について

固定資産税・都市計画税は5月、個人市・県民税は6月、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、および介護保険料は7月に通知書と一年分の納付書をまとめて送付しますので、失わないように大切に保管してください。

固定資産税・都市計画税、個人市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書は、納付期限内であれば、コンビニエンスストアで納めることができます。ただし、納付期限の過ぎたものや納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるものは、コンビニエンスストアで納めることができませんので、金融機関または納税課で納めてください。

便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納め忘れがなくなり、金融機関などに振り込みに行く手間が省けます。

口座振替の手続申請用紙は、市内の金融機関の窓口および納税課に用意しています。申請用紙に必要事項を記入・押印（銀行届出印）し、依頼する金融機関の窓口で申し込んでください。

なお、振替日は納付期限と同日です。口座振替の領収書は発行していませんので、通帳への記帳などによりご確認ください。

問い合わせ 納税課 ☎33-1169

国民年金についてのお知らせ

国民年金の平成30年度の保険料の金額が決まりましたのでお知らせします。
なお、保険料を納付する際には、前払いによる割引制度を利用していただけるとお得です。
【保険年金課】



●平成30年度の保険料

16,340円（月額）

※毎月の保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られてくる納付書（1年分）で翌月の末日までに納めてください。

●前払い（前納）による割引制度

一定期間の保険料を前払いで納めることで、保険料が割引される「前納制度」があります。

●平成30年度の前納額と割引額

前納期間	前納額
2年分	378,580円（割引額 14,420円）
1年分	192,600円（割引額 3,480円）
6カ月分	97,240円（割引額 800円）

※口座振替で納付期限より1カ月早く納めると、保険料が割引される「早割制度」もあります。

●付加保険料

定額保険料に加え、付加保険料（月額400円）を納付すると、老齢基礎年金に付加年金（200円×付加保険料納付月数）が上乗せされます。ただし、国民年金基金加入者は申し込みできません。

●学生納付特例制度

対象となる学生等は、承認を受けることで保険料の納付義務が猶予されます。

猶予された期間の保険料は、10年以内であれば納めること（追納）ができます。

▶対象（次のすべての条件を満たす人）

①20歳以上で大学（大学院）・短期大学・高校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在学している人

②学生本人の前年所得が118万円以下の人（扶養控除、社会保険料控除のない場合）

▶猶予期間

4月～翌年3月 ※毎年度更新が必要です。

▶申請方法

申請期間中に在籍したことがわかる学生証または在学証明書等と印鑑を持って、市役所保険年金課で申請してください。

●申請先・問い合わせ

- 市役所保険年金課 国民年金係 ☎33-1272
- 和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841

橋本市公共下水道事業審議会委員の募集

本市では、公共下水道の運営に関する重要な事項について、調査・審議を行うため公共下水道事業審議会を設置しています。公共下水道に関心があり、意見をいただける人を募集します。
【下水道課】



◆応募資格

市内在住の満18歳以上で、自宅を公共下水道に接続している人。ただし、国または地方公共団体の職員および本市が委嘱する審議会などの委員に複数在籍している人は除く。

◆応募期間

4月2日(月)～13日(金) ※必着

◆応募方法

募集要項をご覧の上、応募申込書を直接お持ちいただくか、郵送またはEメールで提出してください。

※募集要項および応募申込書は、下水道課または市ホームページで入手できます。

◆任期 平成31年11月まで

◆募集人員 1人程度

◆活動内容

今後の投資計画および財政計画に基づく料金改定や施設整備など下水道事業運営全般についての審議。審議会は、原則、平日の昼間に6回程度開催予定。

◆報酬

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の規定に準じます。

◆提出先・問い合わせ

〒648-0072 橋本市東家一丁目1番19号
橋本市 上下水道部 下水道課
☎33-3150
Eメール gesui@city.hashimoto.lg.jp